資料 1-1 独立行政法人通則法

平成 11 年法律第 103 号 最終改正 平成 24 年法律第 47 号 (平成 24 年 10 月 1 日時点)

目次

第一章 総則

第一節 通則(第一条—第十一条)

第二節 独立行政法人評価委員会(第十二条)

第三節 設立(第十三条—第十七条)

第二章 役員及び職員(第十八条—第二十六条) 第三章 業務運営

第一節 業務 (第二十七条·第二十八条)

第二節 中期目標等(第二十九条一第三十五条) 第四章 財務及び会計(第三十六条一第五十条) 第五章 人事管理

第一節 特定独立行政法人(第五十一条—第六 十条)

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人 (第六十一条—第六十三条)

第六章 雑則(第六十四条—第六十八条) 第七章 罰則(第六十九条—第七十二条) 附則

第一章 総則 第一節 通則

(目的等)

- 第一条 この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律(以下「個別法」という。)と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 各独立行政法人の組織、運営及び管理については、 個別法に定めるもののほか、この法律の定めるとこ ろによる。

(定義)

- 第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国 民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確 実に実施されることが必要な事務及び事業であって、 国が自ら主体となって直接に実施する必要のないも ののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも 実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占 して行わせることが必要であるものを効率的かつ効 果的に行わせることを目的として、この法律及び個 別法の定めるところにより設立される法人をいう。
- 2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に

国家公務員の身分を与えることが必要と認められる ものとして個別法で定めるものをいう。

(業務の公共性、透明性及び自主性)

- 第三条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国 民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確 実に実施されることが必要なものであることにかん がみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努 めなければならない。
- 2 独立行政法人は、この法律の定めるところにより その業務の内容を公表すること等を通じて、その組 織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めな ければならない。
- 3 この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

(名称)

- 第四条 各独立行政法人の名称は、個別法で定める。 (目的)
- 第五条 各独立行政法人の目的は、第二条第一項の目 的の範囲内で、個別法で定める。

(法人格)

第六条 独立行政法人は、法人とする。

(事務所)

- 第七条 各独立行政法人は、主たる事務所を個別法で 定める地に置く。
- 2 独立行政法人は、必要な地に従たる事務所を置く ことができる。

(財産的基礎等)

- 第八条 独立行政法人は、その業務を確実に実施する ために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなけ ればならない。
- 2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。
- 3 独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。ただし、原子力規制委員会が所管する独立行政法人については、原子力規制委員会規則とする。以下同じ。)で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならない。

(登記)

- 第九条 独立行政法人は、政令で定めるところにより、 登記しなければならない。
- 2 前項の規定により登記しなければならない事項 は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対 抗することができない。

(名称の使用制限)

第十条 独立行政法人でない者は、その名称中に、独立行政法人という文字を用いてはならない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の 準用)

第十一条 一般社団法人及び一般財団法人に関する 法律 (平成十八年法律第四十八号) 第四条 及び第 七十八条 の規定は、独立行政法人について準用する。

第二節 独立行政法人評価委員会 (独立行政法人評価委員会)

- 独立行政法人の主務省(当該独立行政法人 を所管する内閣府又は各省をいう。ただし、原子力 規制委員会が所管する独立行政法人については、原 子力規制委員会とする。以下同じ。) に、その所管 に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、 独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」とい う。) を置く。
- 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 独立行政法人の業務の実績に関する評価に関 すること。
 - 二 その他この法律又は個別法によりその権限に 属させられた事項を処理すること。
- 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所 掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関 し必要な事項については、政令で定める。

第三節 設立

(設立の手続)

第十三条 各独立行政法人の設立に関する手続につ いては、個別法に特別の定めがある場合を除くほか、 この節の定めるところによる。

(法人の長及び監事となるべき者)

- 主務大臣は、独立行政法人の長(以下「法 第十四条 人の長」という。)となるべき者及び監事となるべ き者を指名する。
- 前項の規定により指名された法人の長又は監事 となるべき者は、独立行政法人の成立の時において、 この法律の規定により、それぞれ法人の長又は監事 に任命されたものとする。
- 第二十条第一項の規定は、第一項の法人の長とな るべき者の指名について準用する。 (設立委員)
- 第十五条 主務大臣は、設立委員を命じて、独立行政 法人の設立に関する事務を処理させる。
- 設立委員は、独立行政法人の設立の準備を完了し たときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出る とともに、その事務を前条第一項の規定により指名 された法人の長となるべき者に引き継がなければな らない。

(設立の登記)

第十六条 第十四条第一項の規定により指名された 法人の長となるべき者は、前条第二項の規定による 事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定 めるところにより、設立の登記をしなければならな

第十七条 独立行政法人は、設立の登記をすることに よって成立する。

第二章 役員及び職員

(役員)

- 第十八条 各独立行政法人に、個別法で定めるところ により、役員として、法人の長一人及び監事を置く。
- 各独立行政法人には、前項に規定する役員のほか、 個別法で定めるところにより、他の役員を置くこと ができる。
- 各独立行政法人の法人の長の名称、前項に規定す る役員の名称及び定数並びに監事の定数は、個別法 で定める。

(役員の職務及び権限)

- 法人の長は、独立行政法人を代表し、その 第十九条 業務を総理する。
- 個別法で定める役員(法人の長を除く。)は、法 人の長の定めるところにより、法人の長に事故があ るときはその職務を代理し、法人の長が欠員のとき はその職務を行う。
- 前条第二項の規定により置かれる役員の職務及 び権限は、個別法で定める。
- 監事は、独立行政法人の業務を監査する。
- 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認め るときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出する ことができる。

(役員の任命)

- 第二十条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主 務大臣が任命する。
 - 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関し て高度な知識及び経験を有する者
 - 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行 う事務及び事業を適正かつ効率的に運営するこ とができる者
- 監事は、主務大臣が任命する。 2
- 第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第 一項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命す
- 法人の長は、前項の規定により役員を任命したと きは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、こ れを公表しなければならない。

(役員の任期)

- 第二十一条 役員の任期は、個別法で定める。ただし、 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

- 第二十二条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の 者を除く。)は、役員となることができない。 (役員の解任)
- 第二十三条 主務大臣又は法人の長は、それぞれその 任命に係る役員が前条の規定により役員となること ができない者に該当するに至ったときは、その役員 を解任しなければならない。

- 2 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。
 - 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - 二 職務上の義務違反があるとき。
- 3 前項に規定するもののほか、主務大臣又は法人の 長は、それぞれその任命に係る役員(監事を除く。) の職務の執行が適当でないため当該独立行政法人の 業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引 き続き当該職務を行わせることが適切でないと認め るときは、その役員を解任することができる。
- 4 法人の長は、前二項の規定によりその任命に係る 役員を解任したときは、遅滞なく、主務大臣に届け 出るとともに、これを公表しなければならない。 (代表権の制限)
- 第二十四条 独立行政法人と法人の長その他の代表 権を有する役員との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、 監事が当該独立行政法人を代表する。

(代理人の選任)

第二十五条 法人の長その他の代表権を有する役員 は、当該独立行政法人の代表権を有しない役員又は 職員のうちから、当該独立行政法人の業務の一部に 関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有 する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十六条 独立行政法人の職員は、法人の長が任命 する。

第三章 業務運営 第一節 業務

(業務の範囲)

第二十七条 各独立行政法人の業務の範囲は、個別法 で定める。

(業務方法書)

- 第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方 法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければなら ない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令 で定める。
- 3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、4 あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければなら ない。
- 4 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、 遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

第二節 中期目標等

(中期目標)

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間に おいて独立行政法人が達成すべき業務運営に関する 目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを

- 当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で主務大 臣が定める期間をいう。以下同じ。)
 - 二 業務運営の効率化に関する事項
 - 三 国民に対して提供するサービスその他の業務 の質の向上に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(中期計画)

- 第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるも のとする。
 - 一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 二 国民に対して提供するサービスその他の業務 の質の向上に関する目標を達成するためとるべ き措置
 - 三 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画 及び資金計画
 - 四 短期借入金の限度額
 - 四の二 不要財産又は不要財産となることが見込 まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関 する計画
 - 五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡 し、又は担保に供しようとするときは、その計画 六 剰余金の使途
 - 七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
- 3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、 あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければなら ない。
- 4 主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条 第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正か つ確実な実施上不適当となったと認めるときは、そ の中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 5 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、 遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。 (年度計画)
- 第三十一条 独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、 前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務 省令で定めるところにより、その事業年度の業務運 営に関する計画(次項において「年度計画」という。) を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表

しなければならない。これを変更したときも、同様 2 とする。

2 独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

- 第三十二条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、 評価委員会の評価を受けなければならない。
- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の 実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれら の調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度にお ける業務の実績の全体について総合的な評定をして、 行わなければならない。
- 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会 (以下「審議会」という。)に対して、その評価の 結果を通知しなければならない。この場合において、 評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告を することができる。
- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を公表しなければならない。
- 5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の 結果について、必要があると認めるときは、当該評 価委員会に対し、意見を述べることができる。 (中期目標に係る事業報告書)
- 第三十三条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了 後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当 該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出する とともに、これを公表しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

- 第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
- 2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期 目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びに これらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目 標の期間における業務の実績の全体について総合的 な評定をして、行わなければならない。
- 3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の 期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を 継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及 び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づ き、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了 時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事 業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

- 第三十六条 独立行政法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
- 2 独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定に かかわらず、その成立の日に始まり、翌年の三月三 十一日(一月一日から三月三十一日までの間に成立 した独立行政法人にあっては、その年の三月三十一 日)に終わるものとする。

(企業会計原則)

第三十七条 独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(財務諸表等)

- 第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主 務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事 業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書 を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監 事の意見(次条の規定により会計監査人の監査を受 けなければならない独立行政法人にあっては、監事 及び会計監査人の意見。以下同じ。)を付けなけれ ばならない。
- 3 主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認 しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意 見を聴かなければならない。
- 4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の 承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に 公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、 決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事 務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の 閲覧に供しなければならない。

(会計監査人の監査)

第三十九条 独立行政法人(その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。)は、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(会計監査人の選任)

第四十条 会計監査人は、主務大臣が選任する。 (会計監査人の資格)

- 第四十一条 会計監査人は、公認会計士(公認会計士 法(昭和二十三年法律第百三号)第十六条の二第五 項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法 人でなければならない。
- 2 公認会計士法の規定により、財務諸表について 監査をすることができない者は、会計監査人となる ことができない。

(会計監査人の任期)

- 第四十二条 会計監査人の任期は、その選任の日以後 最初に終了する事業年度の財務諸表についての主務 大臣の第三十八条第一項の承認の時までとする。 (会計監査人の解任)
- 第四十三条 主務大臣は、会計監査人が次の各号の一 に該当するときは、その会計監査人を解任すること ができる。
 - 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - 二 会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。
 - 三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、 又はこれに堪えないとき。

(利益及び損失の処理)

- 第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。
- 2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において 損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減 額して整理し、なお不足があるときは、その不足額 は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。)の同条第二項第六号の剰余金の使途に充てることができる。
- 4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 第一項の規定による積立金の処分については、個 別法で定める。

(借入金等)

- 第四十五条 独立行政法人は、中期計画の第三十条第 二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期 借入金をすることができる。ただし、やむを得ない 事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合 は、当該限度額を超えて短期借入金をすることがで きる。
- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還する

- ことができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。
- 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
- 4 主務大臣は、第一項ただし書又は第二項ただし書 の規定による認可をしようとするときは、あらかじ め、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合 を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることが できない。

(財源措置)

第四十六条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(不要財産に係る国庫納付等)

- 第四十六条の二 独立行政法人は、不要財産であって、 政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るもの(以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。)については、 遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。
- 2 独立行政法人は、前項の規定による政府出資等に係る不要財産(金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。)の国庫への納付に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額(当該財産の帳簿価額を超える額(次項において「簿価超過額」という。)がある場合には、その額を除く。)の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該金額を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。
- 3 独立行政法人は、前項の場合において、政府出資 等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額が あるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するもの とする。ただし、その全部又は一部の金額について 国庫に納付しないことについて主務大臣の認可を受 けた場合における当該認可を受けた金額については、 この限りでない。
- 4 独立行政法人が第一項又は第二項の規定による 国庫への納付をした場合において、当該納付に係る 政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係る ものであるときは、当該独立行政法人の資本金のう ち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る 部分として主務大臣が定める金額については、当該 独立行政法人に対する政府からの出資はなかったも のとし、当該独立行政法人は、その額により資本金 を減少するものとする。

- 5 主務大臣は、第一項、第二項又は第三項ただし書 の規定による認可をしようとするときは、あらかじ め、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、政府出資等に係る不 要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。 (不要財産に係る民間等出資の払戻し)
- 第四十六条の三 独立行政法人は、不要財産であって、政府以外の者からの出資に係るもの(以下この条において「民間等出資に係る不要財産」という。)については、主務大臣の認可を受けて、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者(以下この条において単に「出資者」という。)に対し、主務省令で財産ところにより、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として主務大臣が定める額の持分の旨をに係る出資額として主務大臣が定める額の持分の旨を催告しなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合とあって、その計画に従って払戻しの請求をすることができる旨を催告するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。
- 2 出資者は、独立行政法人に対し、前項の規定による催告を受けた日から起算して一月を経過する日までの間に限り、同項の払戻しの請求をすることができる。
- 3 独立行政法人は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく、当該請求に係る民間等出資に係る不要財産又は当該請求に係る民間等出資に係る不要財産(金銭を除く。)の譲渡により生じた収入の額(当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。)の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額により、同項の規定により払戻しを請求された持分(当該算定した金額が当該持分の額に満たない場合にあっては、当該持分のうち主務大臣が定める額の持分)を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。
- 4 独立行政法人が前項の規定による払戻しをした ときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該払戻 しをした持分の額については、当該独立行政法人に 対する出資者からの出資はなかったものとし、当該 独立行政法人は、その額により資本金を減少するも
- 5 出資者が第二項の規定による払戻しの請求をしなかったとき又は同項の規定による民間等出資に係る不要財産に係る持分の一部の払戻しの請求をしたときは、独立行政法人は、払戻しの請求がされなかった持分については、払戻しをしないものとする。
- 6 主務大臣は、第一項の規定による認可をしようと するときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴か なければならない。

(余裕金の運用)

第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を 除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及 び利息の支払について政府が保証する債券をい
- う。)その他主務大臣の指定する有価証券の取得 二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への
- 三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託

(財産の処分等の制限)

- 第四十八条 独立行政法人は、不要財産以外の重要な財産であって主務省令で定めるものを譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。
- 2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(会計規程)

第四十九条 独立行政法人は、業務開始の際、会計に 関する事項について規程を定め、これを主務大臣に 届け出なければならない。これを変更したときも、 同様とする。

(主務省令への委任)

第五十条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、独立行政法人の財務及び会計に関し 必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 人事管理 第一節 特定独立行政法人

(役員及び職員の身分)

第五十一条 特定独立行政法人の役員及び職員は、国 家公務員とする。

(役員の報酬等)

- 第五十二条 特定独立行政法人の役員に対する報酬 及び退職手当(以下「報酬等」という。)は、その 役員の業績が考慮されるものでなければならない。
- 2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の 支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとと もに、公表しなければならない。これを変更したと きも、同様とする。
- 3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、 民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の 業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の 人件費の見積りその他の事情を考慮して定められな ければならない。

(評価委員会の意見の申出)

- 第五十三条 主務大臣は、前条第二項の規定による届 出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の 基準を評価委員会に通知するものとする。
- 2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一

般の情勢に適合したものであるかどうかについて、 主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。 (役員の服務)

- 第五十四条 特定独立行政法人の役員(以下この条から第五十六条まで及び第六十九条において単に「役員」という。)は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 2 前項の規定は、次条第一項において準用する国家 公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号)第十八条 の四 及び次条第六項の規定により権限の委任を受 けた再就職等監視委員会で扱われる調査の際に求め られる情報に関しては、適用しない。
- 3 役員は、前項の調査に際して再就職等監視委員会 から陳述し、又は証言することを求められた場合に は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
- 4 役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員 となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 5 役員(非常勤の者を除く。次条において同じ。) は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、 報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、 その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはな らない。

(役員の退職管理)

第五十四条の二 国家公務員法第十八条の二第一項、 第十八条の三第一項、第十八条の四、第十八条の五 第一項、第十八条の六、第百六条の二(第二項第三 号を除く。)、第百六条の三、第百六条の四及び第 百六条の十六から第百六条の二十七までの規定(こ れらの規定に係る罰則を含む。)、同法第百九条 (第 十四号から第十八号までに係る部分に限る。) 並び に第百十二条 の規定は、役員又は役員であった者に ついて準用する。この場合において、同法第十八条 の二第一項 中「標準職務遂行能力及び採用昇任等基 本方針に関する事務並びに職員の人事評価(任用、 給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、 職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及 び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評 価をいう。以下同じ。)、能率、厚生、服務、退職 管理等に関する事務(第三条第二項の規定により人 事院の所掌に属するものを除く。) | とあるのは「役 員の退職管理に関する事務」と、同法第十八条の三 第一項 及び第百六条の十六 中「第百六条の二 から 第百六条の四 まで」とあるのは「独立行政法人通則 法第五十四条の二第一項において準用する第百六条 の二から第百六条の四まで」と、同法第百六条の二 第二項及び第四項、第百六条の三第二項並びに第百 六条の四第二項中「前項」とあるのは「独立行政法 人通則法第五十四条の二第一項において準用する前 項」と、同法第百六条の二第二項第二号及び第四項、 第百六条の三第二項第一号、第百六条の四第一項並 びに第百六条の二十三第一項中「退職手当通算予定 職員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、同 法第百六条の二第二項第二号中「独立行政法人通則

法第五十四条の二第一項において読み替えて準用す る第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第 一項において準用する次項」とあるのは「第四項に 規定する退職手当通算予定職員を次項」と、同条第 三項及び同法第百六条の二十四第二項中「前項第二 号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の 二第一項において準用する前項第二号」と、同法第 百六条の二第四項中「第二項第二号」とあるのは「独 立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準 用する第二項第二号」と、「選考による採用」とあ るのは「任命」と、同法第百六条の三第二項第一号 中「前条第四項」とあるのは「独立行政法人通則法 第五十四条の二第一項において準用する前条第四 項」と、同法第百六条の四第三項中「前二項」とあ るのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項 において準用する前二項」と、同条第四項中「前三 項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の 二第一項において準用する前三項」と、同条第五項 中「前各項」とあるのは「独立行政法人通則法第五 十四条の二第一項において準用する前各項」と、同 法第百六条の二十二中「第百六条の五」とあるのは 「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項におい て準用する第百六条の十六」と、同法第百六条の二 十三第三項中「当該届出を行つた職員が管理又は監 督の地位にある職員の官職として政令で定めるもの に就いている職員(以下「管理職職員」という。) である場合には、速やかに」とあるのは「速やかに」 と、同法第百六条の二十四中「前条第一項」とある のは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項に おいて準用する前条第一項」と、同法第百九条第十 八号中「第十四号から前号までに掲げる再就職者か ら要求又は依頼(独立行政法人通則法第五十四条の 二第一項において準用する第十四号から前号まで」 とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第 一項において準用する第十四号から前号までに掲げ る再就職者から要求又は依頼(第十四号から前号ま で」と、同法第百十二条第一号中「第百六条の二第 一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条 の二第一項において準用する第百六条の二第一項」 と、同法第百十三条第一号中「第百六条の四第一項 から第四項まで」とあるのは「独立行政法人通則法 第五十四条の二第一項において準用する第百六条の 四第一項から第四項まで」と、同条第二号中「第百 六条の二十四第一項」とあるのは「独立行政法人通 則法第五十四条の二第一項において準用する第百六 条の二十四第一項」と読み替えるものとするほか、 必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 2 内閣総理大臣は、前項において準用する国家公務 員法第十八条の三第一項の調査に関し必要がある ときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に関係 があると認められる書類若しくはその写しの提出を 求めることができる。
- 3 内閣総理大臣は、第一項において準用する国家公 務員法第十八条の三第一項の調査に関し必要があ

- ると認めるときは、当該調査の対象である役員若しくは役員であった者に出頭を求めて質問し、又は当該役員の勤務する場所(役員として勤務していた場所を含む。)に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査し、若しくは関係人に質問することができる。
- 4 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査 のために認められたものと解してはならない。
- 6 内閣総理大臣は、第二項及び第三項の規定による 権限を再就職等監視委員会に委任する。

(役員の災害補償)

第五十五条 役員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた役員に対する福祉事業については、特定独立行政法人の職員の例による。

(役員に係る労働者災害補償保険法 の適用除外)

- 第五十六条 労働者災害補償保険法 (昭和二十二年 法律第五十号)の規定は、役員には適用しない。 (職員の給与)
- 第五十七条 特定独立行政法人の職員の給与は、その 職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員 が発揮した能率が考慮されるものでなければならない。
- 2 特定独立行政法人は、その職員の給与の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の給与の支給の基準は、一般職の職員の給与 に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適 用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の 給与、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期 計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその 他の事情を考慮して定められなければならない。 (職員の勤務時間等)
- 第五十八条 特定独立行政法人は、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 前項の規程は、一般職の職員の勤務時間、休暇等 に関する法律 (平成六年法律第三十三号)の適用を 受ける国家公務員の勤務条件その他の事情を考慮し たものでなければならない。

(職員に係る他の法律の適用除外等)

- 第五十九条 次に掲げる法律の規定は、特定独立行政 法人の職員(以下この条において単に「職員」とい う。)には適用しない。
 - 一 労働者災害補償保険法 の規定
 - 二 国家公務員法第十八条 、第二十八条 (第一項 前段を除く。)、第六十二条から第七十条まで、 第七十条の三第二項及び第七十条の四第二項、第 七十五条第二項並びに第百六条の規定

- 三 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭 和二十四年法律第二百号)の規定
- 四 一般職の職員の給与に関する法律 の規定 五 削除
- 六 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第五条第二項、第八条、第九条、第十六条から第十九条まで及び第二十四条から第二十六条までの規定
- 七 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する 法律 の規定
- 八 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例 に関する法律 (平成十二年法律第百二十五号)第七 条 から第九条 までの規定
- 九 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律 (平成十九年法律第四十五号)第五条第二項 及び第 七条 の規定
- 職員に関する国家公務員法 の適用については、 同法第二条第六項 中「政府」とあるのは「独立行政 法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法 人(以下「特定独立行政法人」という。)」と、同 条第七項中「政府又はその機関」とあるのは「特定 独立行政法人」と、同法第三十四条第一項第五号中 「内閣総理大臣」とあるのは「特定独立行政法人」 と、同条第二項中「政令で定める」とあるのは「特 定独立行政法人が定めて公表する」と、同法第六十 条第一項中「場合には、人事院の承認を得て」とあ るのは「場合には」と、「により人事院の承認を得 て」とあるのは「により」と、同法第七十条の三第 一項中「その所轄庁の長」とあるのは「当該職員の 勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十条 の四第一項中「所轄庁の長」とあるのは「職員の勤 務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十八条 第四号中「官制」とあるのは「組織」と、同法第八 十条第四項中「給与に関する法律」とあるのは「独 立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与 の支給の基準」と、同法第八十一条の二第二項各号 中「人事院規則で」とあるのは「特定独立行政法人 の長が」と、同法第八十一条の三第二項中「ときは、 人事院の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同 法第百条第二項中 「、所轄庁の長」とあるのは 「、 当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、「の 所轄庁の長」とあるのは「の属する特定独立行政法 人の長」と、同法第百一条第一項中「政府」とある のは「当該職員の勤務する特定独立行政法人」と、 同条第二項中「官庁」とあるのは「特定独立行政法 人」と、同法第百三条第二項中「所轄庁の長」とあ るのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」 と、同法第百四条中「内閣総理大臣及びその職員の 所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定 独立行政法人の長」とする。
- 3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の 国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法 律第百十七号)第五条及び第六条第三項の規定の 適用については、同法第五条第一項中「俸給、扶養

手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同条第二項中「人事院規則(派遣職員が検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則)」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六条第三項中「国は」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人は」とする。

- 職員に関する国家公務員の育児休業等に関する 法律第三条第一項、第十二条第一項、第十五条及び 第二十二条の規定の適用については、同法第三条第 一項 ただし書中「勤務時間法第十九条 に規定する 特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが 相当である場合として人事院規則で定める場合にお ける休暇」とあるのは「独立行政法人通則法(平成 十一年法律第百三号) 第五十八条第一項の規定に基 づく規程で定める休暇のうち職員が出産した場合に おける休暇」と、「同条の規定により人事院規則で 定める期間」とあるのは「規程で定める期間」と、 「人事院規則で定める期間内」とあるのは「規程で 定める期間内」と、「当該休暇又はこれに相当する ものとして勤務時間法第二十三条の規定により人事 院規則で定める休暇」とあるのは「当該休暇」と、 同法第十二条第一項中「次の各号に掲げるいずれか の勤務の形態(勤務時間法第七条第一項の規定の適 用を受ける職員にあっては、第五号に掲げる勤務の 形態)」とあるのは「五分の一勤務時間(当該職員 の一週間当たりの通常の勤務時間(以下この項にお いて「週間勤務時間」という。) に五分の一を乗じ て得た時間に端数処理(五分を最小の単位とし、こ れに満たない端数を切り上げることをいう。以下こ の項において同じ。)を行って得た時間をいう。第 十五条において同じ。) に二を乗じて得た時間に十 分の一勤務時間(週間勤務時間に十分の一を乗じて 得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。同条 において同じ。)を加えた時間から八分の一勤務時 間(週間勤務時間に八分の一を乗じて得た時間に端 数処理を行って得た時間をいう。) に五を乗じて得 た時間までの範囲内の時間となるように独立行政法 人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人 の長が定める勤務の形態」と、同法第十五条中「十 九時間二十五分から十九時間三十五分」とあるのは 「五分の一勤務時間に二を乗じて得た時間に十分の 一勤務時間を加えた時間から十分の一勤務時間に五 を乗じて得た時間」と、同法第二十二条中「第十五 条から前条まで」とあるのは「第十五条及び前二条」
- 5 職員に関する労働基準法 (昭和二十二年法律第四十九号)第十二条第三項第四号 及び第三十九条第八項 の規定の適用については、同法第十二条第三項第四号 中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第

とする。

七十六号)第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第二号」と、同法第三十九条第八項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号」とする。

6 職員に関する船員法(昭和二十二年法律第百号) 第七十四条第四項の規定の適用については、同項 中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う 労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六 号)第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児 休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第三 条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児 休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の 福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二 条第二号」とする。

(国会への報告等)

- 第六十条 特定独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員(国家公務員法第七十九条 又は第八十二条 の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。)の数を主務大臣に報告しなければならない。
- 2 政府は、毎年、国会に対し、特定独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。
- 3 特定独立行政法人は、国家公務員法第三章第八節 及び第四章(第五十四条の二第一項において準用す る場合を含む。)の規定を施行するために必要な事 項として内閣総理大臣が定める事項を、内閣総理大 臣が定める日までに、内閣総理大臣に届け出なけれ ばならない。

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政 法人

(役員の兼職禁止)

第六十一条 特定独立行政法人以外の独立行政法人 の役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、任命権 者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする 団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事しては ならない。

(準用)

第六十二条 第五十二条及び第五十三条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三

号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み 替えるものとする。

(職員の給与等)

- 第六十三条 特定独立行政法人以外の独立行政法人 の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮される ものでなければならない。
- 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職 員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを 主務大臣に届け出るとともに、公表しなければなら ない。これを変更したときも、同様とする。
- 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独 立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般 の情勢に適合したものとなるように定められなけれ ばならない。

第六章 雑則

(報告及び検査)

- 主務大臣は、この法律を施行するため必 第六十四条 要があると認めるときは、独立行政法人に対し、そ の業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、 又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、 業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件 を検査させることができる。
- 前項の規定により職員が立入検査をする場合に は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれ を提示しなければならない。
- 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査 のために認められたものと解してはならない。 (違法行為等の是正)
- 第六十五条 主務大臣は、独立行政法人又はその役員 若しくは職員の行為がこの法律、個別法若しくは他 の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認め るときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是 正のため必要な措置を講ずることを求めることがで きる。
- 独立行政法人は、前項の規定による主務大臣の求 めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他 の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の 内容を主務大臣に報告しなければならない。

(解散)

第六十六条 独立行政法人の解散については、別に法 律で定める。

(財務大臣との協議)

- 第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に 協議しなければならない。
 - 第二十九条第一項の規定により中期目標を定 め、又は変更しようとするとき。
 - 第三十条第一項、第四十五条第一項ただし書若 しくは第二項ただし書又は第四十八条第一項の 規定による認可をしようとするとき。
 - 三 第四十四条第三項の規定による承認をしよう とするとき。

- 三の二 第四十六条の二第一項、第二項若しくは 第三項ただし書又は第四十六条の三第一項の規定 による認可をしようとするとき。
- 第四十七条第一号又は第二号の規定による 指定をしようとするとき。

(主務大臣等)

第六十八条 この法律における主務大臣、主務省及び 主務省令は、個別法で定める。

第七章 罰則

- 第六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三 年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。次の 各号に規定する行為を企て、命じ、故意にこれを容 認し、唆し、又はその幇助をした者も、同様とする。
 - 正当な理由がないのに第五十四条第三項の規 定に違反して陳述し、又は証言することを拒んだ
 - 第五十四条の二第二項の規定により証人とし て喚問を受け虚偽の陳述をした者
 - 第五十四条の二第二項の規定により証人とし て喚問を受け正当な理由がないのにこれに応じ ず、又は同項の規定により書類若しくはその写し の提出を求められ正当な理由がないのにこれに 応じなかった者
 - 第五十四条の二第二項の規定により書類又は その写しの提出を求められ、虚偽の事項を記載し た書類又は写しを提出した者
 - 五 第五十四条の二第三項の規定による検査を拒 み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳 述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者(同条第 一項において準用する国家公務員法第十八条の 三第一項 の調査の対象である役員又は役員であ った者を除く。)
- 第六十九条の二 第五十四条第一項の規定に違反し て秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万 円以下の罰金に処する。
- 第六十四条第一項の規定による報告をせ 第七十条 ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定によ る検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、 その違反行為をした独立行政法人の役員又は職員は、 二十万円以下の罰金に処する。
- 第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合に は、その違反行為をした独立行政法人の役員は、二 十万円以下の過料に処する。
 - この法律の規定により主務大臣の認可又は承 認を受けなければならない場合において、その認 可又は承認を受けなかったとき。
 - この法律の規定により主務大臣又は内閣総理 大臣に届出をしなければならない場合において、 その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - この法律の規定により公表をしなければなら ない場合において、その公表をせず、又は虚偽の 公表をしたとき。

- 四 第九条第一項の規定による政令に違反して 登記することを怠ったとき。
- 五 第三十条第四項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。
- 六 第三十三条の規定による事業報告書の提出 をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載 せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提 出したとき。
- 七 第三十八条第四項の規定に違反して財務諸 表、事業報告書、決算報告書若しくは監事の意見 を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しな かったとき。
- 八 第四十七条の規定に違反して業務上の余裕 金を運用したとき。
- 九 第六十条第一項又は第六十五条第二項の規 定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 七十二条 第十条の規定に違反した者は、十万円以
- 第七十二条 第十条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律 (平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行 する。

(施行の日=平成一三年一月六日) (名称の使用制限に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に独立 行政法人という文字を用いている者については、第 十条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用し ない。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に 関し必要な経過措置は、政令で定める。

(国の無利子貸付け等)

- 第四条 国は、当分の間、独立行政法人に対し、その施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合において、第四十五条第五項の規定は、適用しない。
- 2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 国は、第一項の規定により独立行政法人に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

- 5 独立行政法人が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。
- 附 則 (平成一一年一一月二五日法律第一四一号から平成二三年六月二四日法律第七四号まで) 略
- 附 則 (平成二四年六月二七日法律第四七号) 抄 (施行期日)
- 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を 超えない範囲内において政令で定める日から施行す る。

資料 1-2 独立行政法人の組織、運営及び 管理に係る共通的な事項に関する政令

平成 12 年政令第 316 号 最終改正 平成 24 年政令第 99 号

(総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会)

第一条 独立行政法人通則法 (以下「通則法」 という。)第三十二条第三項 (日本私立学校振 興・共済事業団法 (平成九年法律第四十八号) 第二十六条、国立大学法人法 (平成十五年法 律第百十二号)第三十五条 及び総合法律支援 法 (平成十六年法律第七十四号)第四十八条 において準用する場合を含む。)の政令で定め る審議会は、総務省の政策評価・独立行政法人 評価委員会とする。

(会計監査人の監査を要しない独立行政法人の 範囲)

- 第二条 通則法第三十九条 に規定する政令で定める基準に達しない独立行政法人は、次の各号のいずれにも該当する独立行政法人(通則法第一条第一項 に規定する個別法により長期借入金又は債券発行をすることができる独立行政法人を除く。)とする。
 - 一 通則法第三十九条 に規定する財務諸表、 事業報告書(会計に関する部分に限る。)及 び決算報告書に係る事業年度の開始の日に おける資本金の額が百億円に達しないこと。
 - 二 通則法第三十八条第一項 の規定により主 務大臣の承認を受けた最終の貸借対照表(以 下この号において「最終の貸借対照表」とい う。)の負債の部に計上した金額の合計額(新 たに設立された独立行政法人であって最終 の貸借対照表がないものにあっては、当該独 立行政法人の負債の金額に相当する金額と して主務大臣の定める方法により算定した 額)が二百億円に達しないこと。

(不要財産の国庫納付)

- 第二条の二 独立行政法人は、通則法第四十六条 の二第一項の規定による政府出資等に係る不 要財産の国庫納付(以下この項及び次条第一項 において「現物による国庫納付」という。)に ついて、通則法第四十六条の二第一項 本文の 規定により認可を受けようとするときは、次に 掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提 出しなければならない。
 - 一 現物による国庫納付に係る不要財産の内 容
 - 二 不要財産と認められる理由
 - 三 当該不要財産の取得の日及び申請の日に おける不要財産の帳簿価額(現金及び預金に あっては、取得の日及び申請の日におけるそ の額)

- 四 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容
- 五 現物による国庫納付の予定時期
- 六 その他必要な事項
- 2 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第一項 本文の認可を受けたときは、主務大臣の指 定する期日までに、当該不要財産を国庫に納付 するものとする。

(中期計画に定めた不要財産の国庫納付)

- 第二条の三 独立行政法人は、通則法第四十四条 第三項の中期計画において通則法第三十条第 二項第四号の二 の計画を定めた場合において、 現物による国庫納付を行おうとするときは、前 条第一項各号に掲げる事項を主務大臣に通知 しなければならない。
- 2 主務大臣は、前項の通知を受けたときは、遅 滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとす る。
- 3 独立行政法人は、第一項の通知を行ったとき は、主務大臣の指定する期日までに、当該不要 財産を国庫に納付するものとする。

(不要財産の譲渡収入による国庫納付)

- 第二条の四 独立行政法人は、通則法第四十六条 の二第二項 の規定により、政府出資等に係る 不要財産を譲渡し、これにより生じた収入から 国庫納付を行うこと(以下「譲渡収入による国 庫納付」という。)について、同項 本文の規定 により認可を受けようとするときは、次に掲げ る事項を記載した申請書を主務大臣に提出し なければならない。
 - 一 譲渡収入による国庫納付に係る不要財産 の内容
 - 二 不要財産と認められる理由
 - 三 納付の方法を譲渡収入による国庫納付と する理由
 - 四 当該不要財産の取得の日及び申請の日に おける不要財産の帳簿価額
 - 五 譲渡によって得られる収入の見込額
 - 六 譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込 額及びその合計額
 - 七 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容
 - 八 譲渡の方法
 - 九 譲渡の予定時期
 - 十 譲渡収入による国庫納付の予定時期
 - 十一 その他必要な事項
- 2 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第二項本文の規定による認可を受けて不要財産の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を主務大臣に提出するものとする。
 - 一 当該不要財産の内容
 - 二 譲渡によって得られた収入の額(第二条の 六第一項及び第二項第二号において「譲渡収

入額」という。)

三 譲渡に要した費用の費目、費目ごとの金額 及びその合計額

四 譲渡した時期

- 3 前項の報告書には、同項各号に掲げる事項を 証する書類を添付するものとする。
- 4 主務大臣は、第二項の報告書の提出を受けた ときは、通則法第四十六条の二第二項 本文の 規定により主務大臣が定める基準に従い算定 した金額を独立行政法人に通知するものとす る。
- 5 独立行政法人は、前項の通知を受けたときは、 主務大臣の指定する期日までに、同項の規定に より通知された金額を国庫に納付するものと する。
- (中期計画に定めた不要財産の譲渡収入による 国庫納付)
- 第二条の五 独立行政法人は、通則法第四十四条 第三項の中期計画において通則法第三十条第 二項第四号の二 の計画を定めた場合において、 譲渡収入による国庫納付を行おうとするとき は、前条第一項各号に掲げる事項を主務大臣に 通知しなければならない。
- 2 主務大臣は、前項の通知を受けたときは、遅 滞なく、財務大臣にその旨を通知するものとす る。
- 3 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の通知があった場合について準用する。

(簿価超過額の国庫への納付)

- 第二条の六 独立行政法人は、譲渡収入額に当該 財産の帳簿価額を超える額(以下この条において「簿価超過額」という。)があった場合には、 通則法第四十六条の二第三項 ただし書の規定 によりその全部又は一部の金額を国庫に納付 しないことについて認可を受けようとすると きを除き、第二条の四第五項(前条第三項にお いて準用する場合を含む。)の主務大臣の指定 する期日までに、簿価超過額を国庫に納付する ものとする。
- 2 独立行政法人は、簿価超過額があった場合に おいて、通則法第四十六条の二第三項 ただし 書の規定によりその全部又は一部の金額を国 庫に納付しないことについて認可を受けよう とするときは、第二条の四第二項(前条第三項 において準用する場合を含む。)の報告書の提 出と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書 を主務大臣に提出しなければならない。
 - 一 譲渡収入による国庫納付に係る不要財産 の内容
 - 二 帳簿価額、譲渡収入額及び簿価超過額
 - 三 簿価超過額のうち、納付しないことを求め る額及びその理由
- 3 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第三 項ただし書の認可を受けたときは、主務大臣の

指定する期日までに、簿価超過額から当該認可 を受けた金額を控除した額を国庫に納付する ものとする。

(国庫に納付する不要財産等の帰属する会計)

- 第二条の七 通則法第四十六条の二第一項 の規定により国庫に納付する不要財産又は同条第二項 若しくは第三項 の規定により不要財産に関し国庫に納付する金額は、当該不要財産に係る政府の出資又は支出に係る会計に帰属する。
- 2 前項の規定により国庫に納付する不要財産 又は金額が帰属するものとされる会計が廃止 されている場合その他当該会計の状況に照ら して同項の規定によることが適当でないと認 められる場合には、同項の規定にかかわらず、 当該不要財産又は金額が帰属すべき会計を主 務大臣及び財務大臣が定めるものとする。

(資本金の減少に係る通知及び報告)

- 第二条の八 主務大臣は、通則法第四十六条の二 第四項の規定により独立行政法人に対する政府からの出資がなかったものとされ、独立行政 法人の資本金を減少するものとされる金額を 定めたときは、その金額を独立行政法人に通知 するものとする。
- 2 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第四項の規定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告するものとする。
- 3 主務大臣は、前項の報告があったときは、遅 滞なく、その旨を財務大臣に通知するものとす る。

(主務大臣への報告)

- 第三条 通則法第六十条第一項 の規定による報告は、一月一日現在における同項 に規定する 常勤職員の数について、総務省令で定めるところにより、一月三十日までに行うものとする。 (常勤職員の範囲)
- 第四条 通則法第六十条第一項 に規定する常時 勤務に服することを要しない職員で政令で定 めるものは、次に掲げる者とする。
 - 一 国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二 十号)第七十九条 又は第八十二条 の規定に よる休職又は停職の処分を受けた者
 - 二 特定独立行政法人等の労働関係に関する 法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第 七条第五項 の規定により休職者とされた者
 - 三 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律 (昭和四十五年 法律第百十七号)第二条第一項 の規定により派遣された者
 - 四 国家公務員の育児休業等に関する法律 (平成三年法律第百九号)第三条第一項の 規定により育児休業をしている者又は同法 第十三条第一項に規定する育児短時間勤務 職員(同法第二十二条の規定による勤務を

している者を含む。)

五 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律 (平成十九年法律第四十五号)第二条第 五項 に規定する自己啓発等休業をしている 者

(積立金の処分に係る承認の手続)

- 第五条 別表の第一欄に掲げる独立行政法人は、 通則法第二十九条第二項第一号 に規定する中 期目標の期間(以下この項において「中期目標 の期間」という。) の最後の事業年度(以下「期 間最後の事業年度」という。) に係る通則法第 四十四条第一項 又は第二項の規定による整理 を行った後、同条第一項 の規定による積立金 がある場合において、その額に相当する金額の 全部又は一部を同表の第二欄に掲げる規定に より当該中期目標の期間の次の中期目標の期 間における業務の財源に充てようとするとき は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を当 該規定に規定する大臣(以下「主務大臣」とい う。) に提出し、当該次の中期目標の期間の最 初の事業年度の六月三十日までに、当該規定に よる承認を受けなければならない。
 - 一 別表の第二欄に掲げる規定による承認を 受けようとする金額
 - 二 前号の金額を財源に充てようとする業務 の内容
- 2 前項の承認申請書には、当該期間最後の事業 年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後 の事業年度の損益計算書その他の別表の第三 欄に掲げる命令で定める書類を添付しなけれ ばならない。

(国庫納付金の納付の手続)

- 第六条 別表の第一欄に掲げる独立行政法人は、 同表の第四欄に掲げる規定に規定する残余が あるときは、当該規定による納付金(以下「国 庫納付金」という。)の計算書に、当該期間最 後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該 期間最後の事業年度の損益計算書その他の当 該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書 類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の 事業年度の六月三十日までに、これを主務大臣 に提出しなければならない。ただし、前条第一 項の承認申請書を提出したときは、これに添付 した同条第二項に規定する書類を重ねて提出 することを要しない。
- 2 主務大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び 添付書類の提出があったときは、遅滞なく、当 該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを 財務大臣に送付するものとする。

(国庫納付金の納付期限)

第七条 国庫納付金は、期間最後の事業年度の次 の事業年度の七月十日までに納付しなければ ならない。 (国庫納付金の帰属する会計)

- 第八条 別表の第一欄に掲げる独立行政法人の 国庫納付金は、同表の第五欄に掲げる会計に帰 属する。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表の第一欄に 掲げる独立行政法人が通則法第四十六条の規 定による交付金(補助金等に係る予算の執行の 適正化に関する法律 (昭和三十年法律第百の 一十九号)第二条第一項第四号の規定に基づ 一項第四号の規定に基づ で事として指定されたものを除く。)で第3 号)及び平成二十四年度以降における東日本の 一次で受けて特別会計に関する法律 (平成 一年法律第二十三号)第二百二十二条第 長 に規定する復興施策に関する業務を行う場 に対ける当該復興施策に関する業務を行う場 における当該復興施策に関する業務を行る国 庫納付金は、東日本大震災復興特別会計に帰属 する。

(教育公務員の範囲)

第九条 独立行政法人酒類総合研究所法 (平成 十一年法律第百六十四号) 第九条第一項 、独 立行政法人国立特別支援教育総合研究所法 (平成十一年法律第百六十五号) 第九条第一 項 、独立行政法人大学入試センター法 (平成 十一年法律第百六十六号)第十条第一項、独 立行政法人国立科学博物館法 (平成十一年法 律第百七十二号) 第九条第一項 、独立行政法 人物質·材料研究機構法 (平成十一年法律第 百七十三号) 第十条 、独立行政法人防災科学 技術研究所法 (平成十一年法律第百七十四号) 第十条 、独立行政法人放射線医学総合研究所 法 (平成十一年法律第百七十六号)第九条 、 独立行政法人国立美術館法 (平成十一年法律 第百七十七号) 第九条第一項 、独立行政法人 国立文化財機構法 (平成十一年法律第百七十 八号) 第九条第一項 、独立行政法人経済産業 研究所法 (平成十一年法律第二百号) 第十条 第一項 、独立行政法人産業技術総合研究所法 (平成十一年法律第二百三号) 第十条第一項、 独立行政法人製品評価技術基盤機構法 (平成 十一年法律第二百四号)第十条第一項、独立 行政法人造幣局法 (平成十四年法律第四十号) 第十条第一項 、独立行政法人国立印刷局法 (平成十四年法律第四十一号) 第十条第一項、 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発 機構法 (平成十四年法律第百四十五号)第十 二条第一項 、独立行政法人中小企業基盤整備 機構法 (平成十四年法律第百四十七号) 第十 条 、独立行政法人日本学術振興会法 (平成十 四年法律第百五十九号)第十一条第一項、独 立行政法人宇宙航空研究開発機構法 (平成十 四年法律第百六十一号) 第十三条 、独立行政 法人日本スポーツ振興センター法 (平成十四

年法律第百六十二号)第十一条、独立行政法 人日本芸術文化振興会法 (平成十四年法律第 百六十三号)第十条第一項、独立行政法人労 働政策研究・研修機構法 (平成十四年法律第 百六十九号) 第九条第一項 、独立行政法人日 本貿易振興機構法 (平成十四年法律第百七十 二号)第九条第一項 、独立行政法人医薬品医 療機器総合機構法 (平成十四年法律第百九十 二号) 第十条 、独立行政法人日本学生支援機 構法 (平成十五年法律第九十四号) 第十条第 一項 、独立行政法人国立高等専門学校機構法 (平成十五年法律第百十三号) 第九条第一項、 独立行政法人大学評価・学位授与機構法 (平 成十五年法律第百十四号)第十一条第一項、 独立行政法人国立大学財務・経営センター法 (平成十五年法律第百十五号) 第十条第一項 及び独立行政法人医薬基盤研究所法 (平成十 六年法律第百三十五号) 第十条 に規定する政 令で定める教育公務員は、次に掲げる者とする。 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六 号)の規定による公立の大学の学長、副学長、 学部長、教授、准教授、助教又は講師の職に

二 国立教育政策研究所の長及びその職員の うち専ら研究又は教育に従事する者で前号 に掲げる者に準ずるもの

ある者(当該大学においてその他の職を兼ね

附則

る者を含む。)

(施行期日)

1 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

(国の貸付金の償還期間等)

- 2 通則法附則第四条第二項に規定する政令で 定める期間は、五年(二年の据置期間を含む。) とする。
- 3 前項に規定する期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の過ごとの適正化に関する法律(昭和三十年法律第の一項の規定による貸付決定に係る通則法附則第四条第一項の規定による国の貸付金(以下「国の貸付金」という。)の交付を完了した日(その日が当該付決定があった日の属する年度の末日の前々日)の翌日から起算する。
- 4 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。
- 5 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、

- 前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。
- 6 通則法附則第四条第五項に規定する政令で 定める場合は、前項の規定により償還期限を繰 り上げて償還を行った場合とする。

附 則 (平成一二年政令第三三三号から平成二 二年政令第四一号まで) 略

- 附 則 (平成二二年政令第二二六号) 抄 (施行期日)
- 第一条 この政令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十二年法律第三十七号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十二年十一月二十七日)から施行する。(経過措置)
- 第二条 改正法附則第三条の規定に基づき主務 大臣が不要財産の譲渡に相当するものとして 定めた財産の譲渡に対するこの政令による改 正後の独立行政法人の組織、運営及び管理に係 る共通的な事項に関する政令第二条の四及び 第二条の六の規定の適用については、同令第二 条の四第一項第一号中「譲渡収入による国庫納 付」とあるのは「主務大臣が不要財産の譲渡に 相当するものとして定めた財産の譲渡」と、同 項第四号中「申請」とあるのは「譲渡」と、同 項第五号中「得られる収入の見込額」とあるの は「得られた収入の額」と、同項第六号中「要 する」とあるのは「要した」と、「見込額」と あるのは「金額」と、同項第九号中「譲渡の予 定」とあるのは「譲渡した」と、同条第三項中 「前項の報告書には、同項各号」とあるのは「第 一項の申請書には、同項第五号及び第六号」と、 同条第四項中「第二項の報告書の提出を受け た」とあるのは「第一項の申請に係る認可をし た」と、同令第二条の六第二項中「第二条の四 第二項(前条第三項において準用する場合を含 む。)の報告書」とあるのは「第二条の四第一 項の申請書」とし、同令第二条の四第一項第三 号及び第二項の規定は、適用しない。

附 則 (平成二十三年政令第一○九号) 略

附 則 (平成二十三年政令第一六六号) 略

附 則 (平成二三年政令第三三四号) 略

附 則 (平成二四年政令第一○号) 略

別表(第五条、第六条、第八条関係) 略

<mark>内 閣 府 所 管</mark>2 ○ 国立公文書館

北方領土問題対策協会

消費者庁所管1

国民生活センター

〇 統計センター 郵便貯金 · 簡易生命保険管理機構

外務省所管 国際協力機構 国際交流基金

財務省所管4

酒類総合研究所

- 〇 造幣局
- 〇 国立印刷局

日本万国博覧会記念機構

文部科学省所管 23

国立特別支援教育総合研究所

大学入試センター

国立青少年教育振興機構

国立女性教育会館

国立科学博物館

物質 材料研究機構

防災科学技術研究所

放射線医学総合研究所

国立美術館

国立文化財機構

教員研修センター

科学技術振興機構

日本学術振興会

理化学研究所

宇宙航空研究開発機構

日本スポーツ振興センター

日本芸術文化振興会

日本学生支援機構

海洋研究開発機構

国立高等専門学校機構

大学評価·学位授与機構

国立大学財務・経営センター

日本原子力研究開発機構

厚生労働省所管 19

国立健康 栄養研究所

労働安全衛生総合研究所

勤労者退職金共済機構

高齢・障害・求職者雇用支援機構

福祉医療機構

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

労働政策研究•研修機構

労働者健康福祉機構

〇 国立病院機構

医薬品医療機器総合機構

医薬基盤研究所

年金·健康保険福祉施設整理機構

年金積立金管理運用独立行政法人

国立がん研究センター

国立循環器病研究センター

国立精神・神経医療研究センター

国立国際医療研究センター

国立成育医療研究センター

国立長寿医療研究センター

農林水産省所管 13

〇 農林水産消費安全技術センター

種苗管理センター

家畜改良センター

水産大学校

農業,食品産業技術総合研究機構

農業生物資源研究所

農業環境技術研究所

国際農林水産業研究センター

森林総合研究所

水産総合研究センタ

農畜産業振興機構

農業者年金基金

農林漁業信用基金

経済産業省所管 10

経済産業研究所

工業所有権情報・研修館

日本貿易保険

産業技術総合研究所

〇 製品評価技術基盤機構

新エネルギー・産業技術総合開発機構

日本貿易振興機構

情報処理推進機構

石油天然ガス・金属鉱物資源機構

中小企業基盤整備機構

国土交通省所管 20

土木研究所

建築研究所

交通安全環境研究所

海上技術安全研究所

港湾空港技術研究所

電子航法研究所

航海訓練所

海技教育機構

航空大学校

自動車検査独立行政法人

鉄道建設•運輸施設整備支援機構

国際観光振興機構

水資源機構

自動車事故対策機構

空港周辺整備機構

海上災害防止センター

都市再生機構

奄美群島振興開発基金

日本高速道路保有:債務返済機構

住宅金融支援機構

環境省所管2

国立環境研究所 環境再生保全機構

原子力規制委員会所管 1

原子力安全基盤機構

防衛省所管1 ○駐留軍等労働者労務管理機構

(注1) 〇印の法人は、特定独立行政法人(役職員が国家公務員の身分を有するもの(8法人))

(注2) 法人の名称の冒頭の「独立行政法人」は省略

合 計 101法人

(平成25年4月1日現在)

			1	(平成25年4月1日現在) 		
名 称	郵便番号	住所	電話番号	ホームページ		
北海道がんセンター	003-0804	北海道札幌市白石区菊水4条2-3-54	白石区菊水4条2-3-54 011-811-9111 http://www.sap-cc.org/			
北海道医療センター	063-0005	北海道札幌市西区山の手5条7-1-1	011-611-8111	http://www.hosp.go.jp/~hokkaidomc/		
函館病院	041-8512	北海道函館市川原町18-16	0138-51-6281	http://hnh-hosp.jp/		
旭川医療センター	070-8644	北海道旭川市花咲町7-4048	0166-51-3161	http://www.hosp.go.jp/~asahikawamc/		
帯広病院	080-8518	北海道帯広市西18条北2-16	0155-33-3155	http://www.obihp.jp/		
八雲病院	049-3198	北海道二海郡八雲町宮園町128	0137-63-2126	http://www.hosp.go.jp/~yakumo/		
弘前病院	036-8545	青森県弘前市大字富野町1	0172-32-4311	http://www.hosp.go.jp/~hirosaki/		
八戸病院	031-0003	青森県八戸市吹上3-13-1	0178-45-6111	http://www.hosp.go.jp/~hatinohe/		
青森病院	038-1331	青森県青森市浪岡大字女鹿沢字平野155	0172-62-4055	http://www.nhoaomori.jp/		
盛岡病院	020-0133	岩手県盛岡市青山1-25-1	019-647-2195	http://www.hosp.go.jp/~morioka/		
花巻病院	025-0033	岩手県花巻市諏訪500	0198-24-0511	http://www.nho-hanamaki.jp/		
岩手病院	021-0056	岩手県一関市山目字泥田山下48	0191-25-2221	http://www.hosp.go.jp/~iwate/		
釜石病院	026-0053	岩手県釜石市定内町4-7-1	0193-23-7111	http://www.nhokamaisi.jp/		
仙台医療センター	983-8520	宮城県仙台市宮城野区宮城野2-8-8	022-293-1111	http://www.snh.go.jp/		
西多賀病院	982-8555	宮城県仙台市太白区鈎取本町2-11-11	022-245-2111	http://www.nishitaga-hosp.jp/		
宮城病院	989-2202	宮城県亘理郡山元町高瀬字合戦原100	0223-37-1131	http://www.mnh.go.jp/		
あきた病院	018-1393	秋田県由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢84-40	0184-73-2002	http://akitahp.jp/AkitaHP_top.html		
山形病院	990-0876	山形県山形市行才126-2	023-684-5566	http://www.hosp.go.jp/~yamagata/		
米沢病院	992-1202	山形県米沢市大字三沢26100-1	0238-22-3210	http://www.omn.ne.jp/~kokuryou/		
福島病院	962-8507	福島県須賀川市芦田塚13	0248-75-2131	http://fukushima-hosp.com/		
いわき病院	970-0224	福島県いわき市平豊間字兎渡路291	0246-55-8261	http://www.hosp.go.jp/~iwaki/		
水戸医療センター	311-3193	茨城県東茨城郡茨城町桜の郷280	029-240-7711	http://www.hosp.go.jp/~mito-mc/		
霞ヶ浦医療センター	300-8585	茨城県土浦市下高津2-7-14	029-822-5050	http://kasumi-hosp.jp/		
	319-1113	茨城県那珂郡東海村照沼825	029-282-1151	http://www.ibarakihigashi-hospital.jp/		
栃木医療センター	320-8580	栃木県宇都宮市中戸祭1-10-37	028-622-5241	http://www.tochigi-mc.jp/		
宇都宮病院	329-1193	栃木県宇都宮市下岡本町2160	028-673-2111	http://www.un-hosp.jp/		
高崎総合医療センター	370-0829	群馬県高崎市高松町36	027-322-5901	http://www.tnho.jp/index.html		
沼田病院	378-0051	群馬県沼田市上原町1551-4	0278-23-2181	http://www.numata-hosp.jp/		
西群馬病院	377-8511	群馬県渋川市金井2854	0279-23-3030	http://www.hosp.go.jp/~wgunma/		
西埼玉中央病院	359-1151	埼玉県所沢市若狭2-1671	04-2948-1111	http://www.hosp.go.jp/ wsaitama/		
埼玉病院	351-0102	埼玉県和光市諏訪2-1	048-462-1101	http://saitama-hospital.jp/		
東埼玉病院	349-0196	埼玉県蓮田市大字黒浜4147	048-768-1161	http://www.hosp.go.jp/~esaitama/		
千葉医療センター	260-8606	千葉県千葉市中央区椿森4-1-2	043-251-5311	http://www.hosp.go.jp/~chiba/		
	260-8712	千葉県千葉市中央区仁戸名町673	043-261-5171	http://www.hosp.go.jp/~chibae2/		
	266-0007	千葉県千葉市緑区辺田町578	043-291-1221	http://www.shimofusa-pc.jp/index.html		
下志津病院	284-0003	千葉県四街道市鹿渡934-5	043-422-2511	http://www.hosp.go.jp/~simosizu/		
東京医療センター	152-8902	東京都目黒区東が丘2-5-1	03-3411-0111	http://www.ntmc.go.jp/		
災害医療センター	190-0014	東京都立川市緑町3256	042-526-5511	http://www.nho-dmc.jp/		
東京病院	204-8585	東京都清瀬市竹丘3-1-1	042-491-2111	http://www.hosp.go.jp/~tokyo/		
村山医療センター	208-0011	東京都武蔵村山市学園2-37-1	042-561-1221	http://www.murayama-hosp.jp/		
横浜医療センター	245-8575	神奈川県横浜市戸塚区原宿3-60-2	045-851-2621	http://www.yokohama-mc.com/		
久里浜医療センター	239-0841	神奈川県横須賀市野比5-3-1	046-848-1550	http://www.kurihama-med.jp/		
箱根病院	250-0032	神奈川県小田原市風祭412	0465-22-3196	http://hakonehosp.com/		
相模原病院	252-0392	神奈川県相模原市南区桜台18-1	042-742-8311	http://www.hosp.go.jp/~sagami/		
神奈川病院	257-8585	神奈川県秦野市落合666-1	0463-81-1771	http://kanagawa-hosp.org/		
	950-2085	新潟県新潟市西区真砂1-14-1	025-265-3171	http://www.masa.go.jp/		
新潟病院	-	新潟県柏崎市赤坂町3-52	0257-22-2126	http://www.niigata-nh.go.jp/html/index.html		
さいがた病院	949-3193	新潟県上越市大潟区犀潟468-1	025-534-3131	http://www.saigata-nh.go.jp/		
甲府病院	400-8533	山梨県甲府市天神町11-35	055-253-6131	http://www.kofu-hospital.jp/		
東長野病院	+	長野県長野市上野2-477	026-296-1111	http://enagano-hosp.jp/		
<u> </u>		I .	1	<u> </u>		

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	ホームページ			
まつもと医療センター	却仅田勺	E ///	电阳曲与	* 4			
松本病院	399-8701	長野県松本市村井町南2-20-30	-20-30 0263-58-4567 http://mmcmatsu.jp/				
中信松本病院		長野県松本市大字寿豊丘811	0263-58-3121	http://mmccyuushin.jp/index.html			
信州上田医療センター		長野県上田市緑が丘1-27-21		http://www.nagano-hosp.go.jp/			
			0267-22-0870				
小諸高原病院		長野県小諸市甲4598		http://www.komoro-hp.jp/			
富山病院			076-469-2135	http://www.toyama-hosp.jp/			
北陸病院		富山県南砺市信末5963	0763-62-1340	http://www.hosp.go.jp/~hokuriku/			
金沢医療センター		石川県金沢市下石引町1-1	076-262-4161	http://www.kanazawa-hosp.jp/			
医王病院		石川県金沢市岩出町二73-1	076-258-1180	http://www.hosp.go.jp/~iou/			
七尾病院	926-8531	石川県七尾市松百町八部3-1	0767-53-1890	http://www.nanao-hosp.jp/			
石川病院		石川県加賀市手塚町サ150		http://www.hosp.go.jp/~isikawa/			
長良医療センター	502-8558	岐阜県岐阜市長良1300-7	058-232-7755	http://www.hosp.go.jp/~ngr/			
静岡てんかん・神経医療センター	420-8688	静岡県静岡市葵区漆山886	054-245-5446	http://www.shizuokamind.org/			
静岡富士病院	418-0103	静岡県富士宮市上井出814	0544-54-0700	http://www.hosp.go.jp/~fuji/			
天竜病院	434-8511	静岡県浜松市浜北区於呂4201-2	053-583-3111	http://www.tenryu-hosp.jp/			
静岡医療センター	411-8611	静岡県駿東郡清水町長沢762-1	055-975-2000	http://www.hosp.go.jp/~tsh/index.html			
名古屋医療センター	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸4-1-1	052-951-1111	http://www.nnh.go.jp/			
東名古屋病院	465-8620	愛知県名古屋市名東区梅森坂5-101	052-801-1151	http://www.hosp.go.jp/~tomei/			
東尾張病院	463-0802	愛知県名古屋市守山区大森北2-1301	052-798-9711	http://eowari.jp/			
豊橋医療センター	440-8510	愛知県豊橋市飯村町字浜道上50	0532-62-0301	http://www.toyohashi-hosp.jp/			
三重病院	514-0125	三重県津市大里窪田町357	059-232-2531	http://www.hosp.go.jp/~mieh/			
鈴鹿病院	513-8501	三重県鈴鹿市加佐登3-2-1	059-378-1321	http://www.hosp.go.jp/~suzukaww/			
三重中央医療センター	514-1101	三重県津市久居明神町2158-5	059-259-1211	http://www.miechuo-hosp.jp/			
榊原病院	514-1292	三重県津市榊原町777	059-252-0211	http://www.hosp.go.jp/~sakakihp/			
福井病院	914-0195	福井県敦賀市桜ヶ丘町33-1	0770-25-1600	http://www.fukui-hosp.jp/			
あわら病院	910-4272	福井県あわら市北潟238-1	0776-79-1211	http://www.hosp.go.jp/~awara/			
東近江総合医療センター	527-8505	滋賀県東近江市五智町255	0748-22-3030	http://www.shiga-hosp.jp/index.html			
	529-1803	滋賀県甲賀市信楽町牧997	0748-83-0101	http://www.hosp.go.jp/~sigaraki/			
		├── 京都府京都市伏見区深草向畑町1-1	075-641-9161	http://www.hosp.go.jp/~kyotolan/			
上 宇多野病院	616-8255		075-461-5121	http://www.utanohosp.jp/index.html			
舞鶴医療センター	625-8502	京都府舞鶴市字行永2410	0773-62-2680	http://www.hosp.go.jp/~maizuru/			
南京都病院		京都府城陽市中芦原11	0774-52-0065	http://www.hosp.go.jp/~skyoto/			
大阪医療センター		大阪府大阪市中央区法円坂2-1-14	06-6942-1331	http://www.onh.go.jp/			
近畿中央胸部疾患センター		大阪府堺市北区長曽根町1180	072-252-3021	http://www.hosp.go.jp/~kch/			
刀根山病院		大阪府豊中市刀根山5-1-1	06-6853-2001	http://www.toneyama-hosp.jp/			
大阪南医療センター		大阪府河内長野市木戸東町2-1	0721-53-5761	http://www.ommedc.jp/			
神戸医療センター		兵庫県神戸市須磨区西落合3-1-1	078-791-0111	http://www.kobemc.go.jp/			
姫路医療センター		兵庫県姫路市本町68	079-225-3211	http://www.hosp.go.jp/~hmj/			
兵庫青野原病院		兵庫県小野市南青野	0794-66-2233	http://www.hosp.go.jp/~aono/			
兵庫中央病院		兵庫県三田市大原1314	079-563-2121	http://hyogo-chuo-hosp.jp/			
奈良医療センター		奈良県奈良市七条2-789	0742-45-4591	http://www.nho-nara.jp/			
		奈良県大和郡山市小泉町2815					
やまと精神医療センター			0743-52-3081	http://www.hosp.go.jp/~yamato/index.html			
南和歌山医療センター		和歌山県田辺市たきない町27-1	0739-26-7050	http://www.hosp.go.jp/~swymhp2/			
和歌山病院		和歌山県日高郡美浜町和田1138	0738-22-3256	http://www.wakayama-hosp.jp/			
鳥取医療センター		鳥取県鳥取市三津876	0857-59-1111	http://tottori-iryo.jp/			
米子医療センター	683-8518	鳥取県米子市車尾4-17-1	0859-33-7111	http://www.nho-yonago.jp/			
松江医療センター		島根県松江市上乃木5-8-31	0852-21-6131	http://www.matsue-medicalcenter.jp/			
浜田医療センター	697-8511	島根県浜田市浅井町777-12	0855-25-0505	http://hamada-nh.jp/			
岡山医療センター		岡山県岡山市北区田益1711-1	086-294-9911	http://okayamamc.jp/index.php			
南岡山医療センター		岡山県都窪郡早島町早島4066	086-482-1121	http://www.sokayama.jp/			
呉医療センター	737-0023	広島県呉市青山町3-1	0823-22-3111	http://www.kure-nh.go.jp/			
福山医療センター	720-8520	広島県福山市沖野上町4-14-17	084-922-0001	http://www.fukuyama-hosp.go.jp/			

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	ホームページ
広島西医療センター	739-0696	広島県大竹市玖波4-1-1	0827-57-7151	http://www.hiro-nishi-nh.jp/
東広島医療センター	739-0041	広島県東広島市西条町寺家513	082-423-2176	http://www.hiro-hosp.jp/
賀茂精神医療センター	739-2693	広島県東広島市黒瀬町南方92	0823-82-3000	http://www.hosp.go.jp/~kamo/
関門医療センター	752-8510	山口県下関市長府外浦町1-1	083-241-1199	http://www.hosp.go.jp/~simo/
山口宇部医療センター	755-0241	山口県宇部市東岐波685	0836-58-2300	http://www.yamaguchi-hosp.jp/
岩国医療センター	740-8510	山口県岩国市愛宕町1-1-1	0827-34-1000	http://www.iwakuni-nh.go.jp/
柳井医療センター	742-1352	山口県柳井市伊保庄95	0820-27-0211	http://yanai-hosp.jp/
東徳島医療センター	779-0193	徳島県板野郡板野町大寺字大向北1-1	088-672-1171	http://www.hosp.go.jp/~eastt/
徳島病院	776-8585	徳島県吉野川市鴨島町敷地1354	0883-24-2161	http://www.tokusimahosp-nho.jp/
高松医療センター	761-0193	香川県高松市新田町乙8	087-841-2146	http://www.hosp.go.jp/~takamath/
善通寺病院	765-8507	香川県善通寺市仙遊町2-1-1	0877-62-2211	http://www.hosp.go.jp/~zentuujh/
香川小児病院	765-8501	香川県善通寺市善通寺町2603	0877-62-0885	http://www.kagawasy-hosp.jp/
四国がんセンター	791-0280	愛媛県松山市南梅本町甲160	089-999-1111	http://www.shikoku-cc.go.jp/index.html
愛媛医療センター	791-0281	愛媛県東温市横河原366	089-964-2411	http://www.ehime-nh.go.jp/
高知病院	780-8077	高知県高知市朝倉西町1-2-25	088-844-3111	http://www.kochihp.com/
小倉医療センター	802-8533	福岡県北九州市小倉南区春ヶ丘10-1	093-921-8881	http://www.kokura-hp.jp/
九州がんセンター	811-1395	福岡県福岡市南区野多目3-1-1	092-541-3231	http://www.ia-nkcc.jp/
九州医療センター	810-8563	福岡県福岡市中央区地行浜1-8-1	092-852-0700	http://www.kyumed.jp/
福岡病院	811-1394	福岡県福岡市南区屋形原4-39-1	092-565-5534	http://www.fukuoka-nh.jp/
大牟田病院	837-0911	福岡県大牟田市大字橋1044-1	0944-58-1122	http://www.omuta-hp.jp/
福岡東医療センター	811-3195	福岡県古賀市千鳥1-1-1	092-943-2331	http://www.fe-med.jp/
佐賀病院	849-8577	佐賀県佐賀市日の出1-20-1	0952-30-7141	http://www.saga-hosp.jp/
肥前精神医療センター	842-0192	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津160	0952-52-3231	http://www.hizen-hosp.jp/
東佐賀病院	849-0101	佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀7324	0942-94-2048	http://www.higashisaga-hosp.jp/
嬉野医療センター	843-0393	佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丙2436	0954-43-1120	http://www.uresino.go.jp/
長崎病院	850-8523	長崎県長崎市桜木町6-41	095-823-2261	http://www.nagasaki-n.jp/
長崎医療センター	856-8562	長崎県大村市久原2-1001-1	0957-52-3121	http://www.hosp.go.jp/~nagasaki/
長崎川棚医療センター	859-3615	長崎県東彼杵郡川棚町下組郷2005-1	0956-82-3121	http://www.nkmc.jp/
熊本医療センター	860-0008	熊本県熊本市中央区二の丸1-5	096-353-6501	http://www.nho-kumamoto.jp/
熊本南病院	869-0593	熊本県宇城市松橋町豊福2338	0964-32-0826	http://www.hosp.go.jp/~kumanann/
菊池病院	861-1116	熊本県合志市福原208	096-248-2111	http://www.kikuchi-nhp.jp/
熊本再春荘病院	861-1196	熊本県合志市須屋2659	096-242-1000	http://www.k-saisyunsou.jp/
大分医療センター	870-0263	大分県大分市横田2-11-45	097-593-1111	http://nho-oita.jp/
別府医療センター	874-0011	大分県別府市大字内竃1473	0977-67-1111	http://www.beppu-iryou.jp/
西別府病院	874-0840	大分県別府市大字鶴見4548	0977-24-1221	http://www.nbnh.jp/
宮崎東病院	880-0911	宮崎県宮崎市大字田吉4374-1	0985-56-2311	http://www.hosp.go.jp/~mhigashi/
都城病院	885-0014	宮崎県都城市祝吉町5033-1	0986-23-4111	http://www.nho-miyakon.jp/
宮崎病院	889-1301	宮崎県児湯郡川南町大字川南19403-4	0983-27-1036	http://www.hosp.go.jp/~miyazaki/
鹿児島医療センター	892-0853	鹿児島県鹿児島市城山町8-1	099-223-1151	http://kagomc.jp/
指宿病院	891-0498	鹿児島県指宿市十二町4145	0993-22-2231	http://www.hosp.go.jp/~ibusuki1/
南九州病院	899-5293	鹿児島県姶良市加治木町木田1882	0995-62-2121	http://www.skyusyu.jp/
沖縄病院	901-2214	沖縄県宜野湾市我如古3-20-14	098-898-2121	http://www.okinawa-hosp.jp/index.jsp
琉球病院	904-1201	沖縄県国頭郡金武町字金武7958-1	098-968-2133	http://www.ryu-ryukyu.jp/
(注) 各病院の名称には 「独				

⁽注) 各病院の名称には、「独立行政法人国立病院機構」が付されている。

(平成25年4月1日現在)

[国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)に基づく法人](90 法人)

● 国立大学法人(86 法人)

■ 国业人子法人(86 ½	5人)			
法 人 名	郵便番号	住 所	電話番号	ホームページ
北海道大学	060-0808	北海道札幌市北区北8条西5	011-716-2111	http://www.hokudai.ac.jp/
北海道教育大学	002-8501	北海道札幌市北区あいの里 5 条 3-1-3	011-778-0207	http://www.hokkyodai.ac.jp/
室蘭工業大学	050-8585	北海道室蘭市水元町 27-1	0143-46-5000	http://www.muroran-it.ac.jp/
小樽商科大学	047-8501	北海道小樽市緑 3-5-21	0134-27-5206	http://www.otaru-uc.ac.jp/
帯広畜産大学	080-8555	北海道帯広市稲田町西 2 線 11	0155-49-5216	http://www.obihiro.ac.jp/
旭川医科大学	078-8510	北海道旭川市緑が丘東 2 条 1-1-1	0166-65-2111	http://www.asahikawa-med.ac.jp/
北見工業大学	090-8507	北海道北見市公園町 165	0157-26-9113	http://www.kitami-it.ac.jp/
弘前大学	036-8560	青森県弘前市文京町 1	0172-36-2111	http://www.hirosaki-u.ac.jp/
岩手大学	020-8550	岩手県盛岡市上田 3-18-8	019-621-6006	http://www.iwate-u.ac.jp/
東北大学	980-8577	宮城県仙台市青葉区片平 2-1-1	022-217-4807	http://www.tohoku.ac.jp/
宮城教育大学	980-0845	宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉 149	022-214-3305	http://www1.miyakyo-u.ac.jp/
秋田大学	010-8502	秋田県秋田市手形学園町 1-1	018-889-2207	http://www.akita-u.ac.jp/
山形大学	990-8560	山形県山形市小白川町 1-4-12	023-628-4006	http://www.yamagata-u.ac.jp/index-j.html
福島大学	960-1296	福島県福島市金谷川1	024-548-5151	http://www.fukushima-u.ac.jp/
茨城大学	310-8512	茨城県水戸市文京 2-1-1	029-228-8007	http://www.ibaraki.ac.jp/
筑波大学	305-8577	茨城県つくば市天王台 1-1-1	029-853-2024	http://www.tsukuba.ac.jp/
筑波技術大学	305-8520	茨城県つくば市天久保 4-3-15	029-858-9305	http://www.tsukuba-tech.ac.jp/
宇都宮大学	321-8505	栃木県宇都宮市峰町 350	028-649-8172	http://www.utsunomiya-u.ac.jp/
群馬大学	371-8510	群馬県前橋市荒牧町 4-2	027-220-7111	http://www.gunma-u.ac.jp/
埼玉大学	338-8570	埼玉県さいたま市桜区下大久保 255	048-858-3005	http://www.saitama-u.ac.jp/
千葉大学	263-8522	千葉県千葉市稲毛区弥生町 1-33	043-251-1111	http://www.chiba-u.ac.jp/
東京大学	113-8654	東京都文京区本郷 7-3-1	03-5841-2012	http://www.u-tokyo.ac.jp/index_j.html
東京医科歯科大学	113-8510	東京都文京区湯島 1-5-45	03-5803-5021	http://www.tmd.ac.jp/
東京外国語大学	183-8534	東京都府中市朝日町 3-11-1	042-330-5126	http://www.tufs.ac.jp/
東京学芸大学	184-8501	東京都小金井市貫井北町 4-1-1	042-329-7108	http://www.u-gakugei.ac.jp/
東京農工大学	183-8538	東京都府中市晴見町 3-8-1	042-367-5504	http://www.tuat.ac.jp/
東京芸術大学	110-8714	東京都台東区上野公園 12-8	050-5525-2013	http://www.geidai.ac.jp/
東京工業大学	152-8550	東京都目黒区大岡山 2-12-1	03-5734-2036	http://www.titech.ac.jp/
東京海洋大学	108-8477	東京都港区港南 4-5-7	03-5463-0400	http://www.kaiyodai.ac.jp/
お茶の水女子大学	112-8610	東京都文京区大塚 2-1-1	03-5978-5106	http://www.ocha.ac.jp/
電気通信大学	182-8585	東京都調布市調布ヶ丘 1-5-1	042-443-5862	http://www.uec.ac.jp/
一橋大学	186-8601	東京都国立市中 2-1	042-580-8000	http://www.hit-u.ac.jp/
横浜国立大学	240-8501	神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-1	045-339-3014	http://www.ynu.ac.jp/
新潟大学	950-2181	新潟県新潟市西区五十嵐二の町 8050	025-262-7000	http://www.niigata-u.ac.jp/
長岡技術科学大学	940-2188	新潟県長岡市上富岡町 1603-1	0258-46-6000	http://www.nagaokaut.ac.jp/
上越教育大学	943-8512	新潟県上越市山屋敷町1番地	025-522-2411	http://www.juen.ac.jp/
富山大学	930-8555	富山県富山市五福 3190	076-445-6011	http://www.u-toyama.ac.jp/
金沢大学	920-1192	石川県金沢市角間町	076-264-5111	http://www.kanazawa-u.ac.jp/
福井大学	910-8507	福井県福井市文京 3-9-1	0776-27-8936	http://www.u-fukui.ac.jp/
山梨大学	400-8510	山梨県甲府市武田 4-4-37	055-252-1111	http://www.yamanashi.ac.jp/
信州大学	390-8621	長野県松本市旭 3-1-1	0263-35-4600	http://www.shinshu-u.ac.jp/
岐阜大学	501-1193	岐阜県岐阜市柳戸 1-1	058-230-1111	http://www.gifu-u.ac.jp/
静岡大学	422-8529	静岡県静岡市駿河区大谷 836	054-237-1111	http://www.shizuoka.ac.jp/
浜松医科大学	431-3192	静岡県浜松市東区半田山 1-20-1	053-435-2111	http://www.hama-med.ac.jp/
名古屋大学	464-8601	愛知県名古屋市千種区不老町	052-789-5111	http://www.nagoya-u.ac.jp/
愛知教育大学	448-8542	愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1	0566-26-2115	http://www.aichi-edu.ac.jp/
名古屋工業大学	466-8555	愛知県名古屋市昭和区御器所町	052-735-5000	http://www.nitech.ac.jp/
豊橋技術科学大学	441-8580	愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘 1-1	0532-47-0111	http://www.tut.ac.jp/
三重大学	514-8507	三重県津市栗真町屋町 1577	059-232-1211	http://www.mie-u.ac.jp/
滋賀大学	522-8522	滋賀県彦根市馬場 1-1-1	0749-27-1005	http://www.shiga-u.ac.jp/
滋賀医科大学	520-2192	滋賀県大津市瀬田月輪町	077-548-2111	http://www.shiga-med.ac.jp/
京都大学	606-8501	京都府京都市左京区吉田本町	075-753-7531	http://www.kyoto-u.ac.jp/
京都教育大学	612-8522	京都府京都市伏見区深草藤森町 1	075-644-8106	http://www.kyokyo-u.ac.jp/
京都工芸繊維大学	606-8585	京都府京都市左京区松ヶ崎橋上町	075-724-7014	http://www.kit.ac.jp/
大阪大学	565-0871	大阪府吹田市山田丘 1-1	06-6877-5111	http://www.osaka-u.ac.jp/ja
大阪教育大学	582-8582	大阪府柏原市旭ヶ丘 4-698-1	072-978-3213	http://www.osaka-kyoiku.ac.jp/
兵庫教育大学	673-1494	兵庫県加東市下久米 942-1	0795-44-2010	http://www.hyogo-u.ac.jp/
	•			

神戸大学	657-8501	兵庫県神戸市灘区六甲台町 1-1	078-881-1212	http://www.kobe-u.ac.jp/
奈良教育大学	630-8528	奈良県奈良市高畑町	0742-27-9104	http://www.nara-edu.ac.jp/
奈良女子大学	630-8506	奈良県奈良市北魚屋東町	0742-20-3204	http://www.nara-wu.ac.jp/
和歌山大学	640-8510	和歌山県和歌山市栄谷 930	073-457-7007	http://www.wakayama-u.ac.jp/
鳥取大学	680-8550	鳥取県鳥取市湖山町南 4-101	0857-31-5007	http://www.tottori-u.ac.jp/
島根大学	690-8504	島根県松江市西川津町 1060	0852-32-6100	http://www.shimane-u.ac.jp/
岡山大学	700-8530	岡山県岡山市北区津島中 1-1-1	086-252-1111	http://www.okayama-u.ac.jp/
広島大学	739-8511	広島県東広島市鏡山 1-3-2	082-422-7111	http://www.hiroshima-u.ac.jp/index-j.html
山口大学	753-8511	山口県山口市吉田 1677-1	083-933-5000	http://www.yamaguchi-u.ac.jp/
徳島大学	770-8501	徳島県徳島市新蔵町 2-24	088-656-7000	http://www.tokushima-u.ac.jp/
鳴門教育大学	772-8502	徳島県鳴門市鳴門町高島字中島 748	088-687-6000	http://www.naruto-u.ac.jp/
香川大学	760-8521	香川県高松市幸町 1-1	087-832-1000	http://www.kagawa-u.ac.jp/
愛媛大学	790-8577	愛媛県松山市道後樋又 10-13	089-927-9000	http://www.ehime-u.ac.jp/
高知大学	780-8520	高知県高知市曙町 2-5-1	088-844-0111	http://www.kochi-u.ac.jp/JA/
福岡教育大学	811-4192	福岡県宗像市赤間文教町 1-1	0940-35-1200	http://www.fukuoka-edu.ac.jp/
九州大学	812-8581	福岡県福岡市東区箱崎 6-10-1	092-642-2111	http://www.kyushu-u.ac.jp/
九州工業大学	804-8550	福岡県北九州市戸畑区仙水町 1-1	093-884-3006	http://www.kyutech.ac.jp
佐賀大学	840-8502	佐賀県佐賀市本庄町 1	0952-28-8113	http://www.saga-u.ac.jp/
長崎大学	852-8521	長崎県長崎市文教町 1-14	095-819-2016	http://www.nagasaki-u.ac.jp/
熊本大学	860-8555	熊本県熊本市中央区黒髪 2-39-1	096-344-2111	http://www.kumamoto-u.ac.jp/
大分大学	870-1192	大分県大分市大字旦野原 700	097-554-7406	http://www.oita-u.ac.jp/
宮崎大学	889-2192	宮崎県宮崎市学園木花台西 1-1	0985-58-2854	http://www.miyazaki-u.ac.jp/
鹿児島大学	890-8580	鹿児島県鹿児島市郡元 1-21-24	099-285-7111	http://www.kagoshima-u.ac.jp/
鹿屋体育大学	891-2393	鹿児島県鹿屋市白水町1	0994-46-4815	http://www.nifs-k.ac.jp/
琉球大学	903-0213	沖縄県中頭郡西原町字千原1	098-895-8012	http://www.u-ryukyu.ac.jp/
政策研究大学院大学	106-8677	東京都港区六本木 7-22-1	03-6439-6000	http://www.grips.ac.jp/jp/
総合研究大学院大学	240-0193	神奈川県三浦郡葉山町(湘南国際村)	046-858-1500	http://www.soken.ac.jp/
北陸先端科学技術大 学院大学	923-1292	石川県能美市旭台 1-1	0761-51-1111	http://www.jaist.ac.jp/
奈良先端科学技術大 学院大学	630-0192	奈良県生駒市高山町 8916-5(けいはん な学研都市)	0743-72-5111	http://www.naist.jp/

⁽注1)法人の名称に含まれる、「国立大学法人」の部分は省略して表示している。

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1334049.htm(平成 25 年 3 月)

● 大学共同利用機関法人(4法人)

法 人 名	郵便番号	住 所	電話番号	ホームページ
人間文化研究機構	105-0001	東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル 2 階	03-6402-9200	http://www.nihu.jp/
自然科学研究機構	105-0001	東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル 2 階	03-5425-1300	http://www.nins.jp/
高エネルギー加速器研究機構	305-0801	茨城県つくば市大穂 1-1	029-864-1171	http://www.kek.jp/
情報・システム研究機構	105-0001	東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル 2 階	03-6402-6200	http://www.rois.ac.jp/

⁽注3)法人の名称に含まれる、「大学共同利用機関法人」の部分は省略して表示している。

(注 4)各大学共同利用機関法人の中期目標・中期計画(文部科学省ホームページ内)

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1334071.htm(平成 25 年 3 月)

[日本私立学校振興・共済事業団法(平成9年法律第48号)に基づく業務](1業務)

法 人 名	郵便番号	住 所	電話番号	ホームページ
日本私立学校振興·共済事業団 (助成業務)	102-8145	東京都千代田区富士見 1-10-12	03-3230-1321	http://www.shigaku.go.jp/

日本私立学校振興・共済事業団の中期目標・中期計画

http://www.shigaku.go.jp/g_3ki_mokuhyo.htm(中期目標) http://www.shigaku.go.jp/g_3ki_keikaku.htm(中期計画)

⁽注2)各国立大学法人の中期目標・中期計画(文部科学省ホームページ内)

(単位:人) 職員数 主務省名 特定 独立行政法人名 平成14.1.1 15.1.1 16.1.1 17.1.1 19.1.1 20.1.1 21.1.1 22.1.1 23.1.1 内閣府 |国立公文書館 北方領土問題対策協会 沖縄科学技術研究基盤整備機構 消費者庁 国民生活センター 情報通信研究機構 総務省 統計センター 平和祈念事業特別基金 郵便貯金・簡易生命保険管理機構 外務省 国際協力機構 1,842 1,329 1,664 1.664 1,328 1,327 1,326 1,326 1.664 1,827 国際交流基金 酒類総合研究所 財務省 造幣局 1,010 1,171 1,143 1,076 1,217 1,115 1,037 国立印刷局 5,081 4,945 4,810 4,695 4,590 4,525 4,420 5,512 5,378 5,217 日本万国博覧会記念機構 国立特別支援教育総合研究所 文部科学省 大学入試センター 国立青 国立オリンピック記念青 少年教 少年総合センター 育振興 国立青年の家 国立少年自然の家 国立女性教育会館 国立科学博物館 物質•材料研究機構 防災科学技術研究所 放射線医学総合研究所 国立美術館 国立文 国立博物館 化財機 文化財研究所 教員研修センタ 科学技術振興機構 1,588 1,440 2,096 1,709 1,424 2,814 2,436 1.668 2,749 2,884 日本学術振興会 理化学研究所 2,623 2,825 3,229 3,446 3,298 3,409 3,107 3,170 3,335 3,394 宇宙航空研究開発機構 2.179 2,167 2,239 2,179 2,157 2,120 2,138 2,305 2,300 2,244 日本スポーツ振興センター 日本芸術文化振興会 日本学生支援機構 海洋研究開発機構 1,032 1,037 1,008 国立高等専門学校機構 6,584 6,386 6,331 6,671 6,661 6,689 6,454 6,332 6,311 大学評価・学位授与機構 国立大学財務・経営センタ 4,632 日本原子力研究開発機構 4,853 4,715 4,659 4,683 4,679 4,725 4,760 国立健康・栄養研究所 厚生労働省 _{労働安全衛生} 産業安全研究所 産業医学総合研究所 勤労者退職金共済機構 高齡•障害者雇用支援機構 高齡•障害•求職者雇用支援機構 3,893 3,891 福祉医療機構 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 労働政策研究•研修機構 労働者健康福祉機構 13,667 13,549 13,621 13,803 13,763 13,911 14,144 14,534 14,790 雇用 能力開発機構 4,386 4,228 4,059 3,930 3,817 3,684 3,571 国立病院機構 53,700 55,534 46,153 47,423 48,346 49,473 50,043 51,058 52,303 医薬品医療機器総合機構 医薬基盤研究所 年金・健康保険福祉施設整理機構 年金積立金管理運用 国立がん研究センタ 1,514 1,617 1.685 国立循環器病研究センタ 1,094 1,010 1,073 国立精神・神経医療研究センタ 国立国際医療研究センター 1,503 1,569 1,714 国立成育医療研究センター 国立長寿医療研究センター (次ページへ続く)

(単位:人) (前ページから続く)

		. <i>)</i>							職	員 数					(単位:人)
主務省名	特定		独立行政法人名	平成14.1.1	15.1.1	16.1.1	17.1.1	18.1.1	19.1.1	20.1.1	21.1.1	22.1.1	23.1.1	24.1.1	25.1.1
農林水産省	_	農林水 産消費	農林水産消費技術セン	453	454	512	509	498	474						
	0	安全技	肥飼料検査所	137	139	150	151	152	148	688	688	667	673	658	644
			農薬検査所	65	64	69	71	72	72	·					
			センター	330	329	333	334	327	324	314	308	305	302	299	297
		家畜改良	センター	932	926	928	921	908	897	883	869	852	832	816	806
		水産大学	<u>₽</u> 校	196	193	192	191	192	192	193	190	185	187	184	172
		品産業	農業·生物系特定産業技 術研究機構	2,800	2,778	2,867	2,845	2,798							
			農業工学研究所 食品総合研究所	131 131	134 128	130 125	131 125	130 128	3,027	2,984	2,946	2,909	2,896	2,820	2,733
		機構	農業者大学校	43	43	42	42	39							
			資源研究所	426	423	418	414	401	394	388	387	381	374	367	
_			技術研究所	192	193	192	191	189	186	178	180	171	172	167	
L			水産業研究センター	162	158	161	158	158	155	151	189	187	181	179	179
		MAN THE MACE THE	森林総合研究所	689	685	672	667	664	658	785	1,326	1,268	1,199	1,128	1,087
			林木育種センター さけ・ます資源管理セン	146	147	145	145	147	144	765	1,320	1,200	1,199	1,120	1,087
		合研究	ター 水産総合研究センター	144 775	143 759	143 885	142 876	135 870	1,005	1,009	972	958	987	968	933
		農畜産業	<u> </u>			212	208	207	204	195	193	198	198	214	218
		農業者年				85	82	80	78	77	77	76	76	75	72
			 套信用基金			125	123	119	117	112	106	109	111	105	
経済産業省		経済産業		38	38	55	45	45	49	47	48	44	46	47	
		工業所有	「権情報·研修館	53	55	55	79	78	111	106	101	100	97	87	
		日本貿易	居保険	158	157	153	147	153	146	141	149	153	134	136	137
			う総合研究所	3,195	3,177	3,130	3,175	3,214	3,226	3,191	3,115	3,077	3,032	2,993	2,927
	0		Б技術基盤機構	407	408	421	434	424	416	411	405	396	401	397	
			ギー・産業技術総合開発			1,262	1,256	1,256	1,046	958	944	1,037	923	851	824
			引振興機構			1,671	1,645	1,609	1,663	1,628	1,578	1,543	1,506	1,542	
			性進機構			$\overline{}$	210	206	197	192	180	182	181	171	
L			ボガス・金属鉱物資源機構			-	473	509	493	484	472	476	470	464	
			集基盤整備機構 				839	849	839	810	800	890	814	795	785
国土交通省		究所	土木研究所 北海道開発土木研究所	210 178	214 177	212 174	215 171	209 169	372	362	486	480	471	461	445
L		建築研究		96	97	98	93	96	94	94	92	87	85	87	
<u> </u>			環境研究所	99	102	100	99	98	96	99	101	97	100	100	
H			安全研究所	227	227	224	224	219	216	212	211	220	219	211	210
-			表技術研究所 - 研究部	112	110	108	107	110	110	103	106	104	104	101	94 59
_		電子航法航海訓練		64 464	64 459	64 453	65 444	63 442	60 435	60 434	60 425	60 433	60 421	60 414	
-			海技大学校	84	82	82	79	79							
-		育機構 航空大学	海員学校	148 123	148 123	147 120	144 121	137 119	213 118	207 118	203 116	201 116	207 114	202 110	
-		自動車検		120	874	873	874	871	860	859	851	850	831	827	
			₹ ₹•運輸施設整備支援機構		- 3/4	1,891	1,861	1,830	1,799	1,768	1,694	1,672	1,593	1,598	
			光振興機構			102	102	105	101	97	94	88	92	89	
		水資源機				1,828	1,739	1,594	1,576	1,546	1,528	1,524	1,488	1,421	1,363
			故対策機構			340	337	336	334	334	334	334	334	334	
			2整備機構			91	94	89	86	82	77	74	62	60	
			防止センター			30	29	29	31	29	29	29	29	30	
		都市再生					4,459	4,302	4,149	4,030	4,003	3,922	3,836	3,642	
			品振興開発基金				20	20	20	19	18	18	18		
		日本高速	ē道路保有·債務返済機構		/	-		85	85	85	84	84	84	84	84
理性少			独支援機構 表研究所	050	200	070	074	000	050	998	979	960	936	916	
環 境 省		国立環境		256	263	272	274	262	253	249	243	240	252	258	
			E保全機構 ₹全基盤機構			201	125	114	156	154	152	146			
			十 大 给 价 计			394	433	451	446	450	465	446	415	422	
原子力規制委員会					400	400	000	000	074	004	007	007	010	000	202
际衛省	0		F労働者労務管理機構 	16.865	406 18.095	400 46.005	399 124,894	392 130,652	374 131,167	364 131,736	337 131,806	327 132,467	312 139,213	309 139,971	

(注)1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

² 法人名及び特定・非特定とは、25年1月現在のものを示す。 3 「職員数」は各年の1月1日現在の職員数(任期付きの常勤職員数を含む。)である。 4 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。 5 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。